

省エネルギー施策と 岡山大学のエネルギー管理の方向

前岡山大学事務局施設部長

遠 藤 久 男*

大学審議会答申を受けて、岡山大学においても「21世紀の岡山大学構想」がまとまり、この理念に基づき新組織体制による大学運営が2000年4月からなされています。本学における環境保全の審議・協議システムも大幅に変わり、第6常置委員会と環境保全協議会が審議と円滑な校務を連携協力して遂行することとなりました。

一方、エネルギー使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、省エネルギー法という）が平成10年6月5日に改正され、平成11年4月1日から施行されています。

ここでは、このような学内状況及び社会的背景を踏まえて、今回の法律改正の目的と要旨について紹介するとともに、本学の環境管理としてのエネルギー管理への取り組み状況について、職務上の立場から記述してみることとしました。

1. 法律改正の目的と要旨（平成10年6月5日公布）

1) 目 的

内外におけるエネルギー消費量の増加、エネルギーの大量消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まりなど、エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資すること。

2) 要 旨

- (1) 自動車の燃費、電気機器における省エネルギー基準の改善の推進
- (2) 工場・事業場におけるエネルギー使用合理化の徹底
- (3) その他 <自然エネルギーへの転換を推奨など>

2. 法律施行令及び省令の改正（平成10年8月28日公布）

- 1) 非化石燃料起源の電気は、使用の合理化の対象から除外される。（第1条関係）
- 2) 第2種エネルギー管理指定工場の基準を、原油換算で1500kl以上、電気については600万kwh以上と定めた。（第4条の2関係）
- 3) 第2種エネルギー管理指定工場の指定等及びエネルギー管理員の選解任等の届出は関係大臣から地方支分部局の長の権限となった。（第15条関係）

*現在大阪大学事務局施設部長

3. 法律（施行令を含む）の改正をうけて

1) 事業所としての対応

今回の省エネルギー法の改正に伴い、本学の津島団地、鹿田団地ともに第2種エネルギー管理指定工場となり規制を受けることとなりました。

これは、原油換算1,500kl以上、電力600万kwh以上の使用対象事業所の範囲に入る為です。

（参考）津島団地 年間電力使用量（平成10年度）2,019万kwh

鹿田団地 年間電力使用量（平成10年度）2,583万kwh

年間重油使用量（平成10年度）2,418kl

なお、この指定の対象工場となることに伴い、次の義務が課せられます。

- (1) 事業所ごとにエネルギー管理員を選任すること。
- (2) エネルギー使用状況を記録すること。
- (3) 所轄通算局より立ち入り検査を受け、判断基準に照らし著しく不十分な場合「勧告」を受ける。

施行令の所要手続きに従って、エネルギー（電気）管理員については津島・鹿田団地それぞれ1人ずつ、エネルギー（熱）管理員については鹿田団地で1人選任し届け出ています。

2) 大学としての取り組み

本学では、省エネルギー問題をキャンパスの施設運営（ファシリティーマネジメント）の視点から、受け止めて取り組む必要があると考えており、キャンパス環境の良好な状況保持の為にエネルギー管理推進方策を検討しています。

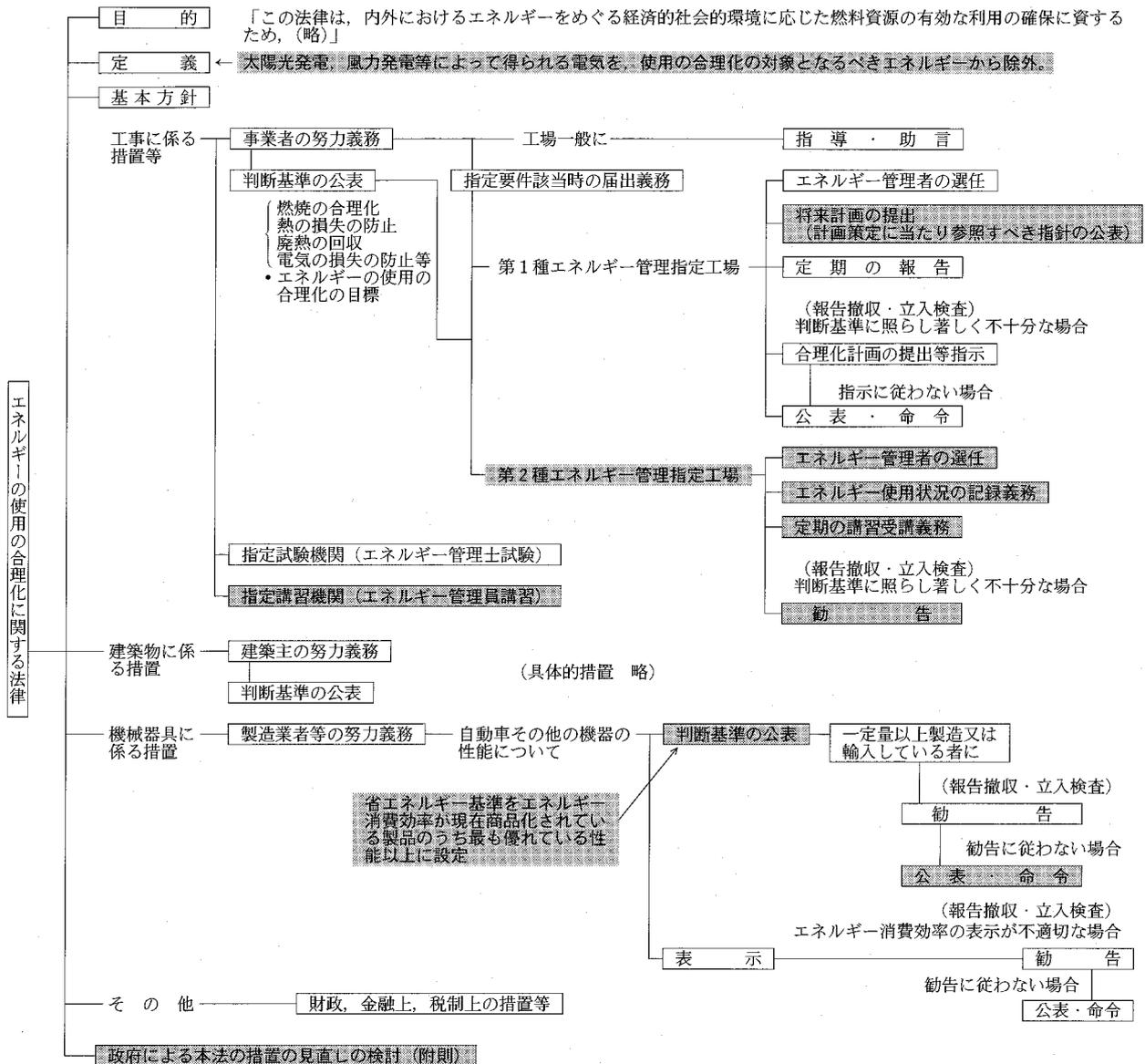
多くの大学には、環境保全を担当する教育研究施設があり、本学の場合は、津島地区の環境管理センターであるが、近年の社会環境の推移、地球環境保全の重要性からこのセンターの果たす業務についても見直され、廃棄物対策や環境マネジメントの比重が大きくなっています。2000年4月からの新体制のもと、少々遅れ気味ではあるが、現在、環境管理の基本方針や管理規則、規程等の整備に施設部としても協力しています。環境管理規則に定められる管理項目の1つとして「エネルギー管理規程」が制定され、エネルギー管理員の位置づけが明確にされる予定です。

4. 参考資料

- 1) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の体系
- 2) 日本の最終エネルギー消費の状況
 - ・消費量の推移
 - ・部門別増加率
- 3) 地球温暖化防止対策推進の一環としての省エネ法の改正

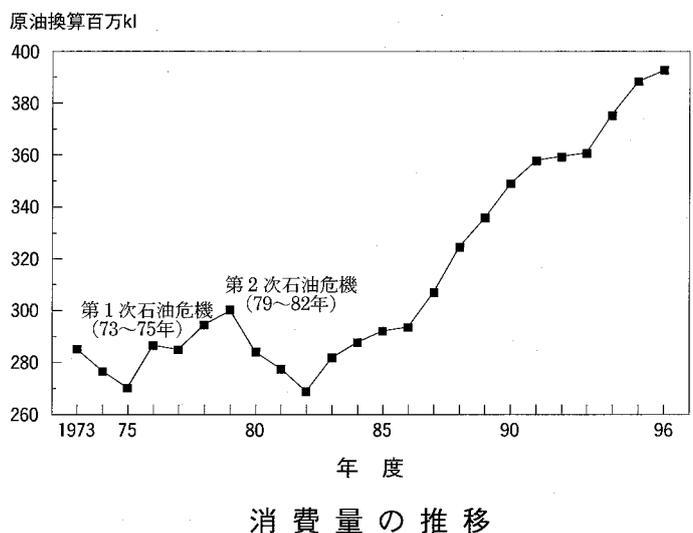
なお、「エネルギー管理員 講習テキスト」（財団法人省エネルギーセンター）、通商産業省作成“改正省エネルギー法について”の配付資料を参考として活用させていただきました。

1) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の体系 (■は改正部分)



2) 我が国の最終エネルギー消費の状況

- エネルギー消費量は依然として増加傾向にあり、近年、特に、大幅な増加。
- COP3での議論を背景に、現時点において可能な限りの省エネルギー対策を講じることは、我が国に課せられた責務。



出所: 総合エネルギー統計

部門別増加率

	1990年		1996年		エネルギー増加率	CO ₂ 増加率
		シェア		シェア		
最終エネルギー消費	349	100%	393	100%	13%	9%
産業部門	183	52%	195	50%	6%	1%
民生部門	85	24%	102	26%	20%	15%
家庭部門	46	13%	55	14%	19%	15%
業務部門	39	11%	47	12%	20%	15%
運輸部門	80	23%	96	24%	20%	19%
旅客部門	48	14%	61	15%	26%	26%
貨物部門	33	9%	36	9%	9%	9%

単位：原油換算百万kl

出所：総合エネルギー統計より算出

(注) 部門の区分説明

民生部門	家庭部門	家庭内で消費する部分
	業務部門	事務所、小売店、飲食店、宿泊施設などで使用する部分
運輸部門	旅客部門	人間の移動に係る部分
	貨物部門	貨物の輸送に係る部分

3) 地球温暖化防止対策推進の一環としての省エネ法の改正

